

○3番（枝 史子君） 改めまして、こんにちは。議席番号3番、枝史子です。傍聴席の皆様におかれましては、お忙しい中、足をお運びくださいますありがとうございます。

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を進めてまいります。私の今回の一般質問は、医療的ケア児とその家族に対する当町の対応について。ア、国は、医療的ケア児とその家族を支援するための法律をつくり、国及び自治体の責務を定めているが、当町は現在どのような施策を行っているか。イ、現状、支援の手が届いていない医療的ケア児とその家族に対しては、今後どのように支援する考えかという内容です。

今回私がこの内容を取り上げようとしたきっかけは、町民の方からこのようなお声を聞かせていただいたからです。その内容は、医療的ケア児は普通の保育園には通えない。なぜなら、ケアをする介護士が保育園にいないから。そのため、保育園に通えない子供を育てている親は24時間、365日子供に付きっきりで介護を担うので、仕事に就くことができないというものでした。そのお声を聞かせていただくまで、私自身、医療的ケア児について何も知りませんでした。しかし、このきっかけをいただき、いろいろと調べる中で様々な問題があることが分かりました。

では、そもそも医療的ケア児とはどのようなお子さんを指すのかを簡単に説明します。医療的ケア児とは、食べたり呼吸をする機能が弱いために、チューブで栄養を取ったり、たんを機械で吸引する必要のある子供たちのことをいいます。もう少し詳しい説明を加えますと、医療技術の進歩によって、昔であればとても助からなかった子供たちの命が救われるようになりました。その子供たちは、NICU、新生児集中治療室などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻などを使用し、たんの吸引や経管栄養などのケアを家庭で日常的に行うことになりました。このようなケアは病院で行われる治療目的の医療行為とは異なり、病気や障害のために弱くなった食事や呼吸や排尿などの体の働きを補助する手段であることから医療的ケアと呼ばれており、その医療的ケアを恒常的に必要な子供たちのことを医療的ケア児と呼びます。

このような話を聞くと、医療的ケア児とはベッドに寝たきりのお子さんなのかなとイメージされる方ももしかしたら多いのかもしれませんが。もちろんそのようなお子さんもいらっしゃいますが、近年の技術の進歩により、小型化、軽量化された医療機器、デバイスを装着すれば、ほかのお子さんと同じように遊んだり走り回ったりできるという医療的ケア児もいらっしゃいます。また、人工呼吸器をつけたまま大学を卒業して、社会人として活躍されている方もいらっしゃるなど、その数の増加とともに、実態が多様化してきています。言わば、私のような近視の人が眼鏡をかけて、あるいは歩行の不自由な人が車椅子を使うのと同じように、医療的ケアがあればより楽に社会生活が送れる、あるいは病院に入院せずとも自宅で暮らし、社会参加できる、そのような子供たちが医療的ケア児であると言えます。

この医療的ケア児は、厚労省データによると、2021年現在で全国に約2万人と推定されています。そして、医療の進歩により、その数は年々増加傾向にあります。ただ、この医療的ケアを行えるのは、

看護師やその講習を受けた保育士でなければならないにもかかわらず、保育園ではそのような専門スタッフを配置する余裕がないなどの理由から、医療的ケア児が通園を断られてしまうという事例が発生しているのが現状です。

この事例は、医療的ケア児本人と、それを支える家族のどちらにとっても問題となります。まず、医療的ケア児本人にとっては、同じ世代の子供たちと触れ合う機会、社会性を育む機会が乏しくなり、健やかに育つ権利が侵害されます。そして、家族にとっては、最初に述べたとおり、24時間、365日子供に付きっきりになるため、地域社会から隔離されてしまう。親が働きに出ることができない。仕事を辞めざるを得ないため、生活が困窮するといった切実な問題が生じてきています。例えば、親の介護のために子供が仕事を辞めざるを得なくなる介護離職というものがありますが、これについては、それをする生活が破綻してしまうため、極力外部の力、公の支援を借りてその事態を防ごうというのが一般的な考えとなってきました。しかし、医療的ケア児とその家族においては、介護離職状態が当たり前になっているのです。

このような問題を解消すべく、令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、その中で、医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、必要な支援が適切に、しかも継続して行われなければならないこと、そして国及び自治体はそのための施策を行う責務を有するとうたわれています。しかし、現在令和6年ですが、いまだに保育園に入れないという親御さんの声を耳にします。ということは、法律は整備されたけれども、国や自治体などが行っている支援事業が現場のニーズにマッチしていないのではないかと考えます。

そこで、ア、国は、医療的ケア児とその家族を支援するための法律をつくり、国及び自治体の責務を定めているが、当町では現在どのような施策を行っているかについてお聞きしたいと思います。

そして、続いてイ、現状、支援の手が届いていない医療的ケア児とその家族に対しては今後どのように支援する考えかという将来的な支援の充実、セーフティーネットの網の目からこぼれ落ちてしまっている人に対してどのような支援を考えているか、当町の姿勢をお聞きします。

以上、1項目2点の質問について答弁を求めます。

○議長（倉持 功君） ただいまの障害者福祉の取組についての質問に対する答弁を求めます。
福祉部長。

〔福祉部長 石塚孝志君登壇〕

○福祉部長（石塚孝志君） それでは、枝議員の障害者福祉の取組についての、医療的ケア児とその家族に対する当町の対応についてのア、国は、医療的ケア児とその家族を支援するための法律をつくり、国及び自治体の責務を定めているが、当町は現在どのような施策を行っているのかとのご質問にお答えいたします。

まず、医療的ケア児につきましては、医学の進歩を背景として、NICU、新生児特定集中治療室などに長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃瘻などを使用し、たんの吸引や経口栄養など医療

的ケアが日常的に必要な児童を指すものでございます。在宅の医療的ケア児数につきましては、令和3年度の厚生労働省の調査によると、全国では推計2万人、同じく令和3年度の茨城県の調査によりますと、県内では推計427人となっております。

令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が施行されました。また、平成28年6月の児童福祉法の一部改正により、国や地方公共団体などの医療的ケア児及びその家族に対する支援が努力義務から責務になってございます。この法律により、茨城県は県内の全ての市町村において医療的ケア児とその家族の様々な相談窓口として、令和4年12月に茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ、これを開設しております。

次に、当町の施策についてでございます。境町における医療的ケア児の支援につきましては、令和5年度、医療的ケア児のご家族から相談がございました。ご家族のご希望は、保育園の入所と障害福祉サービスの利用についてでございました。相談を受けて、ご家族、茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ、保育園、障害児通所サービス事業所、障害福祉相談支援事業所、訪問看護ステーション、子ども未来課、社会福祉課が集まって、関係機関が連携した検討会議を3回開催しております。その結果、ご希望の保育園の入所と障害児の通所サービス利用など、医療的ケア児及びその家族に対する支援につなげることができてございます。これは国が掲げている責務の一つである医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場に当たると思います。

医療的ケア児は種類が多く、一人一人状況が違います。今後にも必要に応じて関係機関と連携し、相談者の状況に応じた支援に努めたいと考えております。

次に、イの現状、支援の手が届かない医療的ケア児とその家族に対しては今後どのように支援するかとのお質問にお答えいたします。今後の支援についてでございますが、障害児福祉計画に係る国の基本指針の中では、重症心身障害児を支援する事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本にすることを掲げております。境町には重症心身障害児者の事業所は多機能型事業所みつばちと多機能型事業所ていだの2つの事業所がございまして、多機能型事業所みつばちは平成29年4月から、多機能型事業所ていだは令和3年2月から県より障害福祉サービス事業所の指定を受け、開所しております。

重症心身障害児者の中には、医療的ケアを必要とする方もいらっしゃいます。今後の支援につきましても、境町の重症心身障害児を支援する事業所を含め、引き続き茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ、保育園、障害児通所サービス事業所、障害福祉相談支援事業所、訪問看護ステーションなど関係機関と連携を図るとともに、町内に医療的ケア児コーディネーターがいる事業所が2事業所、2つの事業所がございまして、より一層緊密に協力しながら、医療的ケア児のその家族への福祉サービスの周知に努めていきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） ご答弁ありがとうございます。先ほど令和5年に実際にご相談があり、そのお子さんに関しては保育所の入所というのがなかったというお話がありましたけれども、それ以外にもやはり私の耳に届いている声としては、入りたいのだけれども入れないとかというようなお話がまだ現在あります。

それで、実際に現在その医療的ケア児を受け入れている保育園の園長先生などにお話をお伺いしましたところ、看護師さんがその保育園なりに回ってきていただけるような、巡回してきていただけるような、そのような制度があれば、自分たちの保育園だけではなく、そのほかの保育園でも受入れが広がるのではないかというご提案というか、お声をいただきました。実際に調べてみましたら、久留米市において訪問看護センターと久留米市が提携して、看護師さんを巡回して派遣するという事業を実際に行っております。訪問看護師さんというのは通常お家、自宅にしか派遣できないのですが、それを市が連携することによって、学校なりそういうところに来ていただけるような形で、そういうシステムを取っているところもあります。

そのような感じで、今後、例えば先ほど申し上げましたような、看護師さんを巡回して見ていただけるような、そのようなもっと拡充した施策を取れるのかどうか、取る、そのようなお考えがあるのかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、枝さんのご質問にお答えしますが、多分うちの職員の話をいろいろ聞いていると、非常に少ない人数の中で非常によくやっているというところだと思いますし、この間もほかの市町村からの議員さんが何だかいろいろ言ってきたときにも、本当の実際の話聞いてみたら、その親御さんとはしっかりと打合わせをしながら実は進めていたとか、そういう話もございますので、やはり具体的な話を基に政策を進める必要があるのと同時に、付け焼き刃ではなくて、もっとしっかりと調べたほうがいいと思いました。例えば、こういう事業って多分2016年とか17年頃から宇都宮市が始めたとか、非常に全国でも大きな自治体が始めていて、なかなか小さい市町村は、やはりお金がかかるということで、回らない部分だとは思うのですが、今後はしっかり手を入れていかなければいけない部分だと思うのです。

そんな中で、実はこの医療的ケア児の市町村議員で、自治体連盟とかが令和3年だか5年ぐらいに多分出来上がったのです。そういうところで、そこは飛騨市長が発起人になっていますが、そのほかにも発起人代表で、南陽市であったり、岐阜市であったり、大阪の豊中や大東市、それから総社、八幡浜、古賀市、福岡のですね、そんなところも入って、今勉強会を多分重ねながら、どういう医療ケアをすれば一番いいのだろうかという議論を多分しているのだと思うのです。なので、やっぱり境町としても、議会も共に、こういうお子さんたちのためにどういうケアが一番いいのだろう、そ

の中でできることは何だろうというのをしっかり決めた上でやっていくということが実は重要なのかな。

そんな中では、うちの職員さんが結構コンシェルジュ的に、一人一人に対して結構やってくれているので、その部分で境町は助かっている部分かもしれないですけども、先ほども言ったように、10年前なかったそういう施設を今どんどん造って、来た方に対してはどんどんやってくれということで受入れをしています。ちょうどローソンのあその上小橋の五差路のところにもできましたけれども、ああいったものもそうですし、この長井戸にも施設ができましたけれども、ああいったものも町の許可がないと設置ができないのです。今までって、町の許可がないと設置できないので、しかもお金がかかったりとか、大変になってしまうという考えが頭に浮かんでしまうのですよね、自治体って。なので、なかなかその許可が出なかったりしたのを、今担当者が個別に打ち合わせしながら、どんどん、どんどん今、そういう民間でできることは民間でやってもらおうということで、応援してやっているところなのです。やっぱり特別支援学校なんかもありますら。

なので、やっぱり議会と行政も、これはできますかとか、これを何とかというよりは、やっぱり全体でもっと、皆さんで、こういう町の中で、これはしかも長くかかっていくこれからの課題ですから、どういうふうな制度で、どういう形で、しかも困っている方がいて、どうすれば助かるのか、どうすればそういう子供たちにも幸せな体験ができるかとか、そういったことをみんなで共有した中で、これはこのぐらいの予算だ、これはやっていこうとか、これは、でも予算かかってもやっていかなくてもならないだろうとか、そういったことをみんなで共有しながら進めたほうがいいのかなどというふうには思っていますので、町としても今後研究しながら、どういう事業が一番いいのか。事業者さんもそうですし、我々もそうですし、利用者の保護者さんもそうですし、どういう事業がやっていけるのかということを検討しながらやっていく必要があるだろう。

なぜならば、大体松戸市の例なんか見ると、もう後ろにちゃんと市立病院があったりして、そこからすぐ看護師が来れるとか、そういう状態でやっているのと、例えば看護師がそのときに回って行って、そのときだけやっているのでは通えるというのだと、軽度はいいですけれども、重度の場合は、ちょっとその辺は、何かが起きたときには責任が伴ってまいりますので、やっぱり一番どの方策でやっていくのがいいのかという検討をしながら、保護者の皆さんも今非常に、議員ご指摘のとおり、もう2万人を超えるというところまで、要は倍になっているわけですよね、過去の調査からすると。そういった部分は行政としてもしっかりとケアをしていかなくてもならない場所だなというふうには考えておりますので、ぜひ議員の皆様とともに、どういうふうにするのが一番町としても……まずはやれる範囲でやっていかなくてもならないので、そこをどういうふうにやっていくかというのをみんなで検討しなくてはならないなというふうには思っていますので、町としてもしっかりと調査研究をもっとして、理解を深めていきたいというふうには思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） ご答弁ありがとうございます。先ほど町長のほうから、今後この分野はしっかり手を入れていかなければならないというご答弁がありましたので、町としてもそのような調査を深めて、今後どのようにしていくかというような有意義なご答弁が聞けたかと思います。

私自身、先ほども申し上げましたけれども、今日の前で困っているこの親御さんについて何ができるのか。それを、例えば予算がない、人員がないからということで、そのお子さんとそのご家族を見えないようにしてしまっているのかどうかというのが質問の一番の根本的な最初の理由でありました。それなので、今後皆さんと問題を共有しながら、この医療的ケア児の支援についてさらに深めていけたらいいかなと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（倉持 功君） これで枝史子君の一般質問を終わります。